

子ども医療費助成

「子ども医療費助成制度」は、子どもが健康を保ち、健やかに成長できるように、子どもにかかる医療費の一部を公費で助成する制度です。

対象者（所得制限なし）

- ★ 島本町に居住し、健康保険に加入している0歳～18歳到達後最初の3月末までの児童
※次の方は対象外（ひとり親家庭医療証をお持ちの方、児童養護施設入所者、生活保護受給者など）

対 象 年 齢	助 成 対 象	助 成 方 法
0歳～18歳到達後最初の 3月31日まで	通院費・入院費を助成 ※食事療養費含む	子ども医療証を交付

助成内容

- ★ **一部自己負担金** は1医療機関あたり1日500円以内（月2日限度）【3日目以降は無料】
- ・同月に、1医療機関で複数科（内科と外科等）を受診された場合は1医療機関として計算しますが、「入院と通院」、「歯科と他診療科」については、同一の医療機関を受診していたとしても、別の医療機関とカウントし、それぞれに一部自己負担金が必要です。
 - ・複数の医療機関を受診し、一部自己負担金の合計が月2、500円を超えた場合は、償還払いの申請により超過分の払い戻しを受けることができます。
 - ・院外処方箋でのお薬、入院時の食事療養費、治療用装具については、一部自己負担金は発生しません。
※治療用装具について、基準額を超えた分については全額自己負担となります。
- ★ **助成対象費用** は保険適用分の医療費に限ります。
- ・保険適用外の費用は対象外（文書料、健康診断、予防接種、差額ベッド代等）

医療証交付申請

- ★ 対象の児童に、子ども医療証を発行します。

必要なもの

①申請書 ②健康保険証（対象児童分）



使い方

- ★ 大阪府内では医療証が使えます。

大阪府内	医療機関の窓口で「健康保険証」と「子ども医療証」を提示。 1医療機関あたり1日500円限度の一部自己負担金で医療が受けられます。
大阪府外	医療機関の窓口での助成は受けられません。 一旦、窓口で費用を支払い、翌月以降に「償還払い」の申請をしてください。

償還払いの方法

★ 次の場合は「償還払い」のお手続きが必要です

- 大阪府外の医療機関で受診したとき
- 医療証を提示せずに受診したときや、医療証交付前に受診したとき
- 一部自己負担金の合計が月 2,500 円を超え、超過分の払い戻しを受けるとき
- 治療用装具（メガネや装具）を作ったとき

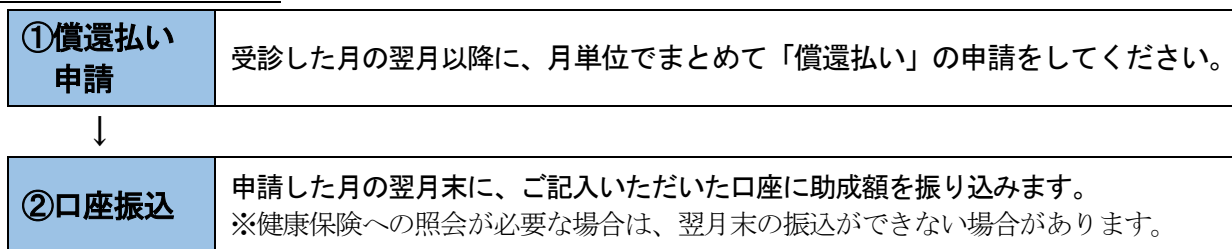
★ 手続きに必要なもの

必要なもの ①申請書 ②領収書(原本)、③医療証、④健康保険証
⑤振込先がわかるもの

- 高額療養費・附加給付などを受けた場合 → 支給決定通知書(※) も必要
- 治療用装具を作成した場合 → 支給決定通知書(※) ・ 医師の意見書など も必要
- 医療機関で保険診療分を 10割負担した場合 → 支給決定通知書(※) も必要

(※) 先に加入健康保険組合で保険負担分を給付してもらう手続きをしていただき、その支給決定通知書をご持参ください。島本町国民健康保険にご加入の場合手続きは必要ですが、支給決定通知書の提出は不要です。また、領収書等の原本を健康保険組合に提出する場合は、コピーでも可能です。

★ 還付手続きの流れ



★ その他のお知らせ

- 償還払いの請求期限は、医療費支払日の翌日から5年間です。
(健康保険組合に高額療養費を請求する時などは、請求期限が異なりますのでご注意ください。)
- 学校内でのケガなどで日本スポーツ振興センターから給付を受ける場合は、本制度は対象外となります。

届出が必要なとき

- 氏名や健康保険が変わったとき、転居・転出したときなどは届出が必要です。
①医療証 ②健康保険証 (変更の場合) を持参し、届出てください。
※医療証の資格がなくなった場合は、役場に返還してください。
- 医療証を紛失したときは、再発行の申請ができます。
健康保険証 を持参し、再発行の申請をしてください。

● お気軽にお問い合わせください ●
島本町役場 福祉推進課 役場 1階⑥番窓口
TEL: 075-962-7460 FAX: 075-962-5652

